3　特定調達契約につき一般競争または指名競争にかかる資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4　第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　特定調達契約につき、郵便または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第10条　特定調達契約につき一般競争または指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付する。

⑴　第６条または第７条第２項の規定により公告または公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。）

⑵　調達をする物品等または特定役務の仕様その他の明細

⑶　開札に立ち会う者に関する事項

⑷　契約を担当する職員の氏名ならびにその所属する部店の名称および所在地

⑸　契約の手続において使用する言語

⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

⑺　その他必要な事項

（随意契約によることができる場合）

第11条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

⑴　一般競争または指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合もしくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。

⑵　他の物品等をもって代替させることができない芸術品または特許権等の排他的権利にかかる物品等もしくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

⑶　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑷　当行の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。

⑸　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約にかかる予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事にかかる追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑹　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、またはこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条の規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札にかかる第６条の公告または第７条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

⑺　緊急の必要により競争に付することができない場合。

⑻　事業協同組合、事業協同小組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　特定調達契約につき、一般競争または指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所ならびに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知する。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知する。

2　特定調達契約につき、一般競争または指名競争により落札者を決定したとき、または随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

⑴　落札または随意契約にかかる物品等または特定役務の名称および数量

⑵　契約を担当する職員の氏名ならびにその所属する部店の名称および所在地

⑶　落札者または随意契約の相手方を決定した日

⑷　落札者または随意契約の相手方の氏名および住所

⑸　落札金額または随意契約にかかる契約金額

⑹　契約の相手方を決定した手続

⑺　一般競争または指名競争によることとした場合には、第５条の規定による公告または第７条の規定による公示を行った日

⑻　随意契約による場合にはその理由

⑼　その他必要な事項

（一般競争または指名競争に関する記録）

第13条　特定調達契約につき一般競争または指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

⑴　入札者および開札に立ち会った者の氏名

⑵　入札者の申込みに係る価格

⑶　落札者の氏名、落札金額および落札者の決定の理由

⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容および無効とされた理由

⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

⑹　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条　特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容および随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、特定調達契約については落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約にかかる苦情の処理にあたる職員を指名するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、主務省である財務省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経営企画部を通じて財務省に送付するものとする。

（権　限）

第17条　この規準に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務に必要な事項は管理部長が定める。

付　則

1　この規準の主管部は管理部とする。

2　この規準の改廃は管理部長が決定する。

3　この規準の改正実施の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、この規準は適用せず、なお従前の例による。